

弘前市特定教育・保育施設等監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定に基づき、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者及び特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下「特定教育・保育施設等の設置者等」という。）に対して行う施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）に係る特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の内容又は施設型給付費等の請求に関する監査について、基本的事項を定めることにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）について、法第39条、第40条、第51条及び第52条までに定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに「弘前市特定教育・保育施設等指導要綱」第6条に基づき、監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査対象となる特定教育・保育施設等の選定基準等)

第3条 監査は、次に掲げる情報に基づき、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第 14 条第 1 項の規定に基づき実地指導を行った特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

2 前項第 3 の情報に基づく監査は、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく行うものとする。

(監査方法等)

第 4 条 違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、法第 38 条及び第 50 条に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該特定教育・保育施設等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

3 違反疑義等が認められた場合には、必要に応じて認可等の事務を行う青森県と連携を図りながら、次のとおり、法第 39 条及び第 51 条（勧告、命令等）、法第 40 条及び第 52 条（確認の取り消し等）の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

ア 特定教育・保育施設等の設置者等に法第 39 条第 1 項及び第 51 条第 1 項に定める確認基準違反等が認められた場合、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。

イ 当該特定教育・保育施設等の設置者等は、勧告を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

(2) 命令

ア 特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由なくその勧告に係る措置をとら

なかったときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ 命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅延なく、その旨を、青森県知事に通知しなければならない。

ウ 当該特定教育・保育施設等の設置者等は、命令を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

(3) 確認の取り消し等

ア 確認基準違反等の内容が、法第 40 条第 1 項各号及び第 52 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認の取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取り消し等」という。）ができる。

イ 確認の取り消し等をしたときは、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称等を青森県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

（聴聞・弁明の機会の付与）

第 5 条 監査の結果、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行う場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする（同条第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

（不正利得の徴収）

第 6 条 勧告、命令又は確認の取り消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第 12 条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第 1 項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うものとする。

2 前項に加え、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、原則として、法第 12 条第 2 項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払うよう求めるものとする。

（県への情報提供）

第 7 条 青森県に対して、監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について情報提供を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月14日から施行する。